

【学生の皆さまへ】

IGL 医療福祉専門学校

**新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校生活の対応について【2/8 更新】**

広島県では、令和3年2月8日から2月21日まで、第3次新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策が実施されています。学生の皆さんは感染拡大防止対策を引き続き行い、感染拡大防止に努めてください。

**学校の感染拡大防止対策****通学や学校内における厳守事項****【登校前】**

- ① 毎朝体温を測り、体温及び健康状態を記録してください。あわせて過去2週間の行動履歴を必ず記録し、当該記録の提出指示があった場合は速やかに提出してください。
- 倦怠感、呼吸困難、発熱等の症状や味覚・嗅覚異常等の明らかに通常時と違う症状がある場合には登校を禁止します。(発熱ではありません)
- また、上記の症状以外にも風邪症状に似た体調変化があった場合は、速やかに学校に相談の上、指示に従ってください。

**\*上記のような新型コロナウイルス感染予防のための欠席の期間は、出席停止として取り扱います。**

出席停止とは	出席すべき日数から除外する。(例：15回の授業予定が2回出席停止となると13回の授業となる。試験の受験資格の計算時の分母が減る。)又は授業の遅れなどが懸念される場合は、遠隔授業、課題授業を自宅で受講し出席とする。実習など遠隔授業、課題授業が困難な場合、後日補講を受講し出席扱いとする。
--------	--

- ② 手を洗う際や急に咳やくしゃみが出る際に使用できるよう、ハンカチを携帯しましょう。

**【登校時】**

- ① 常時マスクを着用し、人込みをなるべく避けて登校しましょう。
- ② 電車やバス、エレベーター等の人の往来がある場所での会話は慎んでください。

**【スクールバス乗車時】**

- ① 密閉空間を避けるため、窓を開けて運行します。消毒液が必要な場合は申し出てください。
- ② 車内での会話は慎んでください。
- ③ 車内では常時マスクで口と鼻を覆いましょう。
- ④ 咳エチケットを守るとともに、不要な会話は慎みましょう。

**【学校到着時】**

- ① 玄関ロビーに設置されているアルコールで手指消毒をしましょう。
- ② エレベーターは使用せず、階段を利用しましょう。

**【教室内】**

- ① 休憩時間や授業時は窓や出入口を少し開けたままにしましょう。  
騒音や暑さ寒さが気になる場合は定期的に窓を開けて換気をしましょう。(最低1時間に1回)
- ② 常時マスクを着用しましょう。
- ③ 昼食等の食事をする場合は必ず手を洗いましょう。また、向かい合っでの食事や他者との距離が1m以内での食事は禁止します。併せて食事での会話はしないでください。
- ④ 教室に限らず、学校内にいる時は不必要な会話を慎んでください。

**【その他】**

- ① 手洗い・うがいは徹底してください。

- ② マスクは常時着用してください。
- ③ 多くの人が集まる状況を作らず、3密回避（密閉・密集・密接）に努めてください。
- ④ 部活動ならびにサークル活動は当面の間、自粛してください。
- ⑤ 最低1メートルの社会的距離（ソーシャルディスタンス）をとりましょう。

## 学校外における厳守事項

### 【感染予防】

- ① 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等も行いましょう。
- ② マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避けましょう。
- ③ 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにしましょう。（接触感染防止）
- ④ 換気の悪い密閉空間、多くの人との密集する場所、近距離の会話での密接場面（3つの「密」）が重なる3密場面を避けましょう。
- ⑤ 最低1メートルの社会的距離（ソーシャルディスタンス）をとりましょう。
- ⑥ 公共交通機関やエレベーター等の人の往来がある場所での会話は慎みましょう。
- ⑦ 参加者同士の濃厚接触の可能性が高い行事や会食、不特定多数の人が集まる不要不急の集まりには出席しないでください。
- ⑧ 同居する家族以外との会食等は控えてください。

### 【健康管理】

以下の指針に従い、自身の健康管理を行ってください。なお、該当事項が生じた場合には速やかに学校に連絡をしてください。

- ① 毎朝体温を測り、体温及び健康状態を記録してください。あわせて過去2週間の行動履歴を記録してください。  
倦怠感、呼吸困難、発熱等の症状や味覚・嗅覚異常等の明らかに通常時と違う症状がある場合には外出をしないでください。（発熱だけではありません）  
また、上記の症状以外にも風邪症状に似た体調変化があった場合は外出（登校を含む）を見合わせ、学校に速やかに連絡をしてください。
- ② 自身が保健センター等の行政機関から新型コロナウイルス感染者と確定された場合や濃厚接触者と確定された場合はそれ以降の外出を見合わせ、行政機関の指示に従ってください。
- ③ 新型コロナウイルス感染を疑われ、PCR検査を受けたあるいはこれから受ける近しい人（親族や頻りに会う友人等）がいる場合は、その旨を速やかに学校に連絡してください。
- ④ 体調が優れない場合は、まずはかかりつけ医に相談するか、相談先に迷ったら「積極ガードダイヤル（広島市居住者：TEL082-241-4566 呉市居住者：TEL0823-22-5858 福山市居住者：TEL084-928-1350 広島市・呉市・福山市以外の市町の居住者：TEL082-513-2567） 全日24時間対応」に相談し、学校に状況の報告をしてください。
- ⑤ 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、「積極ガードダイヤル」に相談し指示を仰ぎ、学校に速やかに連絡してください。
  1. 新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した恐れがある場合。
  2. 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。
  3. 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を診察・看護・介護・同居した。

## 出席停止と登校再開の基準

### 【学生本人が体調不良の場合】

- ① 発熱や風邪症状が出た場合
  - 1) 学校に連絡するとともに、自宅待機とします。
  - 2) 発症後少なくとも8日が経過している、かつ、各種薬剤を服用しない状態で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感などが消失してから3日が経過している。その上で、I G Lグループ医師連の判定会議にて決議の上で出席停止解除とします。

② 感染者又は濃厚接触者となった場合

原則として保健所の指示に従うものとし、その上で、I G Lグループ医師連の判定会議にて決議の上で出席停止解除とします。なお、近い人（親族や頻りに会う人等）がPCR検査を受けた、あるいはこれから受ける方がいる場合は、I G Lグループ医師連の判定会議をもって出席停止期間を定めるものとします。

**【同居家族等が体調不良の場合】**

① 同居家族等に発熱や風邪様症状が出た場合

- 1) 学校に連絡するとともに、自宅待機とします。
- 2) 速やかに学校に連絡し、学校の指示に従ってください。

② 同居家族等が濃厚接触者又は感染者になった場合

- 1) 学校に連絡するとともに、自宅待機とします。
- 2) 同居家族等が濃厚接触者又は感染者であることがわかった時点で、直ちに学校に連絡し、保健所からの指示事項を伝えてください。同居家族等が、PCR検査で陰性であった場合には、学生本人は、最大14日間の自宅待機とします。自宅待機期間については、自宅待機中の健康状態を観た上で、I G Lグループ医師連の判定会議にて決議の上で決定いたします。

**移動の制限**

① 海外渡航は原則中止してください。

② 進学のための入学試験、就職活動や就職面接は各企業の方針に従うこと。参加する場合は感染予防に努めてください。

③ 県外への移動は②以外の場合は通学を除き原則禁止します。

県外から来られる方との接触も控えましょう。

④ やむを得ず県外への移動が必要な場合や県外から来られる方と接触する場合は、あらかじめ学校に相談の上、県外移動届・県外在住者等の接触情報届を担任に提出してください。

⑤ 原則、次の期間は出席停止・自宅待機となります。なお、期間中は体温、健康状態の確認を行います。

- ・ 県外へ移動の場合 10日間
- ・ 県外から来られる方と接触する場合 8日間

以上